

## 宿毛市プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務のうち、高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、当該業務の目的及び内容に最も適した者を選定して随意契約を行う方法(以下「プロポーザル方式」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 プロポーザル方式の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、技術的に高度なもの、専門的な技術が要求されているもの、又は創意・発想が要求されるため価格だけでの競争になじまないと判断されるもので、市長が適当と認めるものとする。

(参加資格要件)

第3条 プロポーザル方式への参加者は、次に掲げる資格要件を満たす者(以下「資格者」という。)とする。

- (1) 対象業務における市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 宿毛市建設工事指名停止等措置要領(昭和62年宿毛市告示第17号)の規定による資格の取り消しを受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件

2 プロポーザル方式への参加者が、当該契約締結までの間に前項の参加資格を失くなった場合は、その時点で失格とする。

(技術提案書の提出者の選定)

第4条 市長は、第2条に規定する対象業務を発注しようとする場合は、資格者のうちから、宿毛市建設工事等指名業者選定委員会の審議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、提出要請書(選定型)(第1号様式)を送付するものとする。

2 市長は、前項の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、資格者のうちから、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められるものの中から、3者から5者までの範囲内で選定するものとする。

3 市長は、前項の規定に係わらず、必要と認める場合は、技術提案書の提出を求める対象者の範囲及び参加に必要な要件を決定したうえで、公募により選定(以

下「公募型選定」という。)することができるものとする。ただし、公募による選定を行う場合は、技術提案書の提出を求めるため、次条に掲げる事項を記載した提出要請書(公募型)(第2号様式)を告示するとともに、当該告示の内容を宿毛市ホームページにおいて公表するものとする。

- 4 前2項の規定に基づき選定した場合において、市長は選定者に対しては選定通知書(第3号様式)により、非選定者に対しては非選定通知書(第4号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(提出要請書の内容等)

第5条 市長は、第4条第1項及び第3項ただし書に規定する技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
  - (2) 技術提案書作成上の留意事項及び様式
  - (3) 技術提案書受領期限、提出場所、提出方法
  - (4) 技術提案書を特定するための評価基準
  - (5) 提出要請書の質疑、受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法
  - (6) 技術提案書に関するヒアリングに関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 公募型選定を実施する場合は、提出させた技術提案書の書類審査により5者を選定し、ヒアリングを行うものとする。

(プロポーザル方式業者特定委員会の設置)

第6条 技術提案書の提出を求める者の選定、技術提案書を特定するための評価基準の決定及び評価基準に基づき最適な者を特定するため、プロポーザル方式業者特定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 前項に規定する委員会は、宿毛市建設工事等指名選定委員会規程を準用する。ただし、必要に応じて第三者を委員に加えることができるものとする。

(技術提案書の特定)

第7条 技術提案書の具体的な特定方法については、委員会において決定しておくものとする。

- 2 市長は、技術提案書において提案された当該業務に対する有効な提案については、実現可能性等を考慮し、業務仕様書に反映させるものとする。
- 3 市長は、提出された技術提案書について、第5条第4号に規定する技術提案書を特定するための評価基準に基づき委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適な技術提案書を特定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により特定した技術提案書の提出者に対して、特定した旨を特定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第8条 市長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書の提出者として特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨及び理由を非特定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日かの翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非選定理由についての説明を求められることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により非選定理由についての説明を求められたときは、当該日から5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(情報の公表)

第9条 プロポーザル方式においては、審査の公平性、透明性及び客観性を確保するため、契約締結後に特定業者名、特定理由及び契約金額を公表するものとする。

(その他)

第10条 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

2 市長は、参加表明書及び技術提案書を提出者の許可無く使用してはならない。

3 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止を行うことがある。

附 則

この告示は、平成20年9月25日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

提出要請書（選定型）

番 号  
年 月 日

様

宿毛市長

ⓐ

プロポーザル方式に基づく 業務についての特定手続き開始に当たり、貴社を技術提案書の提出者として選定したので次の要領で技術提案書を提出してください。尚、参加の意思がない場合はその旨書面にて回答をお願いします。

- 1 業務の詳細な説明  
別紙説明書及び仕様書のとおり
- 2 技術提案書作成上の留意事項及び様式  
別紙説明書のとおり
- 3 技術提案書受領期限、提出場所、提出方法  
提出方法：  
提出場所：  
受領期限： 年 月 日（ ）までに持参すること。
- 4 技術提案書を特定するための評価基準  
別紙説明書のとおり
- 5 提出要請書の質疑受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法  
受付方法：  
受付窓口：  
受付期間： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）  
回答方法：
- 6 技術提案書に関するヒアリングに関する事項  
ヒアリングについては、提出された技術提案書の中から書類審査により、5者を対象者として選定する。
- 7 その他
  - (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、資料提出者の負担とするものとする。
  - (2) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。
  - (3) 技術提案書は、虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、入札参加資格停止を行うことがある。

備 考

説明書及び仕様書については、各案件に応じて別に定める。

第2号様式（第5条関係）

提出要請書（公募型）

番 号  
年 月 日

宿毛市長

印

本日より、プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント業務「」について、公募による手続き開始しますので、参加意志のある者は技術提案書を提出してください。尚、技術提案書の提出者は、下記の資格条件を満足する必要があります。

1 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① ○○○○○ で、宿毛市に一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請書を提出し、宿毛市契約規則（昭和45年規則第19号）第23条の第2項の規定による資格者登録名簿に登録されている者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ③ 本日以降に建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和62年5月1日）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

2 技術提案書に関する事項

(1) 業務の詳細な説明

別紙説明書及び仕様書のとおり

(2) 技術提案書作成上の留意事項及び様式

別紙説明書のとおり

(3) 技術提案書受領期限、提出場所、提出方法

提出方法：

提出場所：

受領期限： 年 月 日（ ）までに持参すること。

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙説明書のとおり

(5) 提出要請書の質疑受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法

受付方法：

受付窓口：

受付期間： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

回答方法：

(6) 技術提案書に関するヒアリングに関する事項

(7) その他

(ア) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、資料提出者の負担とするものとする。

- (イ) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。
- (ウ) 技術提案書は、虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、入札参加資格停止を行うことがある。

#### 備 考

説明書及び仕様書については、各案件に応じて別に定める。

第3号様式（第5条関係）

選定通知書

番 号  
年 月 日

様

宿毛市長

印

年 月 日付けで提出がありました業務のプロポーザル方式に係る手続へのヒアリング対象者として、選定しましたので通知します。

公示日	年 月 日
業務名	年度
ヒアリング 日 時 場 所	年 月 日（ ） 宿毛市役所〇〇 時 分～

第4号様式（第5条関係）

非選定通知書

番 号  
年 月 日

様

宿毛市長

㊟

年 月 日付で提出がありました業務のプロポーザル方式に係る選定手続きへのヒアリング対象者として、次のとおり選定しないことに決定したので通知します。

公示日	
業務名	
選定しない理由	



第5号様式（第7条関係）

特定通知書

番 号  
年 月 日

様

宿毛市長 ⑩

年 月 日付けで提出していただきましたプロポーザル方式に係る業務の技術提案書を審査した結果、貴社に特定しましたので通知します。

業務名：

第 6 号様式（第 8 条関係）

非特定通知書

番 号  
年 月 日

様

宿毛市長

㊟

年 月 日付で提出していただきましたプロポーザル方式に係る業務の技術提案書を審査した結果、次のとおり特定しなかったので通知します。

業務名	
選定しない理由	

※ 宿毛市に対しては、特定しない理由についての説明を求めることが出来ます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。